平成２３年（フ）第３７３号
滋賀県野洲市上屋市有地　市営住宅新上屋団地２号棟222号室
債務者　奥谷　三郎
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７９号
大津市坂本八丁目７番21―404号、前住所大津市坂本七丁目13番11号
債務者　片山　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８６号
大津市竜が丘６番２号　ハイツ糀104
債務者　松本　満弓
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７号
大分県中津市大字蛎瀬851番地１　アーバンアガタ202号、前住所滋賀県東近江市市子川原町749　レオパレス蒲生101号室、前々住所大分県中津市大字大塚846番地７
債務者　後藤　宏蔵
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市行徳３丁目522番地、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目258番地　メゾンフィリップ101号
債務者　山﨑　清志
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
鳥取県米子市葭津1188番地
債務者　勝部　正廣
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７０４号
広島市西区楠木町４丁目１番11―409号
債務者　渡部由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９１号
広島市東区二葉の里２丁目２番22―101号
債務者　小早川智秋
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３５号
広島市中区十日市町１丁目１番30―402号
債務者　スリーブセンターこと　藤野　哲也（旧姓梅林）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６３号
愛媛県松山市山越４丁目６番７号　メゾンドワクセイ203号
債務者　坂本　裕治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
愛媛県松山市南吉田町931番地　関谷マンション116号
債務者　露口　りえ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３７２号
愛媛県松山市土居田町187番地７　レオネクストオレンジ201号
債務者　對重　哲朗
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３８１号
愛媛県松山市河野中須賀336番地　中須賀団地２棟252号
債務者　大西　敏雄
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３８７号
愛媛県松山市和泉北２丁目10番12号　ハイツ富士32号
債務者　巨島　淳也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３８９号
愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉558番地３
債務者　白石　麗子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触663番地５、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触846番地
債務者　篠﨑かつよ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第１０２号
鹿児島県霧島市国分福島２丁目14番10―301号ＴＡＫＵＴＯマンション
債務者　福元　祐太
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係